

鳥取県立障がい者体育センター管理規定

(目的)

第1条 この規定は、鳥取県立障がい者体育センター（以下「体育センター」という。）の管理について、鳥取県立障がい者体育センターの設置及び管理に関する条例（以下「県条例」という。）、その他関係法令及び株式会社 TKSS 規定に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(施設の目的)

第2条 体育センターは、障がい者の福祉の増進を図るため体力の向上と健康保持に加えて、障がい者の交流を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 体育センターは、利用者に対するサービスの徹底と利用率の向上を図るとともに、施設及び設備の保全、秩序の維持並びに安全衛生に万全を期し、もって、その健全な運営に努めるものとする。

(職員の定数)

第4条 体育センターに次の職員を置く。

所 長 1 人

事務員 1 人

管理員 1 人以上

(区分及び職務内容)

第5条 職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 体育センターの所長（以下「所長」という。）は、職員を指揮監督し、施設の業務を掌理する。
- (2) 事務員、管理員は所長の命を受け、庶務、経理及び物品の管理等に関する業務に従事する。

(業務)

第6条 体育センターの業務は、次のとおりとする。

- (1) 体育向上のための場所、及び体育センターが保有する備品の貸し出し
- (2) 体育の振興のための各種行事の開催
- (3) その他施設の設置目的を達成するために必要な事業

(開館時間)

第7条 体育センターの開館時間は、次のとおりとする。

- (1) 午前9時から午後9時までとする。
- (2) 7月1日から9月30日までの祝日を除く、火曜日～金曜日は、午前9時から午後9時30分までとする。

2 所長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(休館日)

第8条 体育センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日
- (2) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

2 所長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(利用対象者)

第9条 体育センターは、障がい者の利用を優先する。その利用に支障がない場合には、その他の利用者も利用することができる。

2 体育センターを優先利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障がい者手帳の交付を受けている方（難病患者の方を含む）
- (2) 精神障害者福祉保健手帳の交付を受けている方
- (3) 療育手帳の交付を受けている方
- (4) 前各号に掲げる方のほか、所長が必要と認める方

(利用手続)

第10条 体育センターの施設、設備及び備品を利用しようとする方は、利用当日までに施設利用許可申請書（別紙1）、物品借受申込書（別紙5）を所長に提出し、承認を受けなければならない

2 所長は、利用承認を行うに当たり、利用内容の確認のために必要と認められる場合は、必要な関係書類の提示を求めることができる。

- 3 所長は、前項の承認に当り、管理上必要があると認めるときは、許可に対し条件を付することができる。
- 4 所長は、申込みを承認した場合は、利用許可申請書（別紙2）を交付する。
- 5 体育センターの利用申込みは、次のとおりとする。

区分		受付期間
障がい者	① 団体（1回の利用が5人以上、または鳥取県障がい者スポーツ協会加盟団体）	定期利用は利用予定日6ヶ月前の月の初日の開館日から15日まで 定期利用以外は6か月の初日より利用当日まで
	② 個人（1回の利用が4人以下）	利用予定日3ヶ月前の月の初日の開館日から利用当日まで
その他		利用予定日1ヶ月前の月の初日の開館日から利用当日まで

6 利用調整会議（定期利用）の実施について

- (1) 体育センターの定期利用を希望する障がい者団体は、上期（4月～9月）、下期（10月～翌年3月）の定期利用者は、体育センターが定める期日（上期は前年度2月1日～2月15日、下期は当年度8月1日～8月15日）の期間に、利用計画のわかるものを提出する。
- (2) 希望日時が複数の団体と重複した場合、体育センター立会にて利用調整会議を実施するものとし、その方法は別に定めるものとする。

7 利用再調整会議の実施について

利用調整会議後に障がい者スポーツ競技や一般との交流を目的とした大会等、催事の申込みがあり、所長が必要と認めた場合、再調整を行うことができるものとする。

（利用の制限及び行為）

第11条 利用者は体育センターの利用者に対し、利用者を代理又は媒介する者、その他利用者の関係者が以下の各号に該当しないことを表明し保障する。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団、暴力団体でなくなった日から5年を経過しないもの暴力団関係企業、特殊知能暴力団等に準ずる反社会勢力には利用を許可しない。

(利用料)

第12条 体育センターの利用料は、利用料金表（別表）のとおりとする。なお、以下の要件に該当し、申請のあった場合には減免を行うものとする。

(1) 全額免除

- (ア) 心身に障がい有する方（難病患者の方を含む）
- (イ) 70歳以上の方（高齢者）
- (ウ) 介護認定を受けた方（要介護者）
- (エ) 障がい者及び介護者の占める割合が1/2以上の場合
- (オ) 高齢者の占める割合が1/2以上の場合
- (カ) 要介護者及び介護者の占める割合が1/2以上の場合
- (キ) 鳥取県が福祉増進を図るため大会・催しを開催した場合
- (ク) 鳥取県内の児童・中学生が障がい者理解促進を図る目的で利用する場合
- (ケ) 鳥取県民の日（9月12日）9月の第2土曜日及びその翌日。但し、専用利用にあたっては、ふさわしい行事を行う場合に限る。

(2) 一部免除（1/2）

- (ア) 障がい者及び介護者の占める割合が1/2未満の場合
- (イ) 高齢者の占める割合が1/2未満の場合
- (ウ) 要介護者及び介護者の占める割合が1/2未満の場合

2 利用料免除を受けようとする方は、障害者手帳など免除理由を明確にできるものを提示しなければならない。

(利用料の支払い及び通知)

第13条 所長は、利用料を別紙4により利用者の方へ通知するものとし、利用後速やかに現金で支払う。

(利用の変更及び取消し)

第14条 利用者が、承認された事項を変更、又は取消しをしようとする時は、利用日の4日前までに、その旨を体育センター管理員へ届出しなければならない。

2 利用日の3日前から当日まで、所長が承認した利用日をキャンセル、又は時間を変更した時には利用しなかった時間に相当する利用料金を、徴収することができる。

(利用料の返還)

第15条 既納の利用料は、原則として返還しないものとする。但し、所長が返還すること

が適当と認める時は利用者の申請に基づき、既納の利用料金の一部または全部を返還することができる

- 2 前項の規定により利用料の返還を受けようとする者は、その旨を記載した書面に利用通知書を添付して申請しなければならない。

(設備備品等の制限)

第16条 利用者が、体育センターに備え付けの備品以外の物を持ち込み、利用しようとする時は、あらかじめ所長の承認を得なければならない。その行為により、事故や事件が発生した場合には、持ち込んだ利用者の責任において処理を行う。

- 2 体育センターに特別な設備、もしくは設備の変更はあらかじめ所長の承認を必要とする。

(目的外の利用等の禁止)

第17条 利用者は、承認を受けた目的以外に体育センターを利用し、又は利用権を転貸し、若しくは譲渡してはならない。

(利用承認の取消し等)

第18条 所長は、次の各号に該当する時は、利用の申込みを取消し、若しくは利用停止又は制限することができる。

- (1) 偽り、その他不正な手段により利用の承認を受けたとき
- (2) 利用承認の条件に違反したとき
- (3) 第11条の規定に該当したとき
- (4) ウイルス等の感染者、濃厚接触者、または感染が疑われる方
- (5) その他、この規定に違反したとき

- 2 前項の規定による利用申込の取消し等により、利用者が受けた損失については、それを補償しないものとする。

(利用者の守るべき事項)

第19条 体育センターを利用する方は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 体育センターの施設、設備及び備品等を滅失し又はき損しないこと
- (2) 風紀及び秩序を乱さないこと
- (3) 清潔及び整頓に努める。なおアリーナでの飲食は認めない。

- (4) 利用中に事故が発生した場合は、直ちに管理員に届出ること
- (5) 許可事項を遵守し管理員の指示に従うこと
- (6) 許可を得ず、館内、敷地内で火気を使用すること
- (7) たばこは指定した場所で行うこと
- (8) ウイルス感染が疑われる時は、ウイルス感染予防のため、入館時の検温、マスクの着用協力すること

(き損等の届出)

第20条 利用者が、体育センターの施設、設備及び備品をき損又は亡失したときは、直ちに管理員に申し出るとともに、き損亡失届け(別紙6)を提出するものとする。

(損害賠償)

第21条 前項の届出の内容が、利用者の故意又は重大な過失によるものと認められるときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(利用後の措置)

第22条 利用者が、体育センターの利用を終了したときは、速やかに搬入した設備、備品の撤去を行い、原状回復の後、清掃を行い管理者の確認を受けるものとする。

(事故の発生防止)

第23条 管理員は、火災等の事故防止に期し、万一事故が発生した時は、速やかに利用者の安全をはかるとともに、被害を最小限にとどめるように努めるものとする。

(その他)

第24条 この規定に定めるものの他、センターの管理に関し必要な事項は、株式会社TKSSが別に定める。

附則

(施行期日)

この規定は、令和2年8月1日から施行する。